

「天の真名井」の伝承と忌部氏

西原啓子

(一) 問題の所在

伊勢神宮の起源に関する論考は数多いが、その殆どが内宮を中心とする太陽靈格の祭祀の実態を問題とし、記紀の神宮関係伝承も専ら内宮を念頭にその解釈が試みられてきた。伊勢外宮(豊受大神宮)の起源や王権とのかわりがこうして久しく等閑に付されてきた中で、夙に外宮の重要性を指摘された岡田精司氏の論考は逸することできない。

(1)延喜式等によると、伊勢神宮の重要な祭儀・朝廷からの奉幣使発遣にあたっては、必ず外宮を先にする慣例があった。

(2)地理的条件からみて、谷間奥深く鎮座する内宮よりも、宮川に面し港に近い外宮付近の開発の方が先んじていたと考えられる。

(3)外宮の祠官度会氏一族は内宮の荒木田氏と違って、古来の国造

「天の真名井」の伝承と忌部氏

・郡司の家柄で土豪としての性格が認められる。外宮と度会神主一族の間には密接な結びつきがあるのに、内宮とその祠官荒木田氏の間にはその様な関係が全く見られない。^①

岡田氏は右の三点に注目し、大略次の如き結論を示された。

1 内宮の鎮座以前から外宮の地で度会氏の守護霊である太陽靈格が齎されていた。

2 内宮の起源は、雄略天皇丁巳年(四七七)に、難波津から伊勢内宮の地に天皇家の守護霊である太陽靈格を奉遷したことに始まり、当初の祭神はタカミムスビであった。

3 外宮の太陽靈格は内宮の成立以後タカミムスビに服属する土地神として御食都神へと変貌していった。そして古事記の成立から延暦儀式帳の撰進までの間に、丹波のトヨウカノメと習合し、神名もトヨウケヒメノ大神へと変改された。

4 内宮と外宮の祭祀は天武朝以前は分離して、ともに度会氏

が担当していた。

5 中央から派遣されて神宮の祭祀を管掌したのは古くは忌部氏であったが、六世紀後半頃中央で祭官制が確立し、祭祀担当氏族として中臣氏の地位が揺がぬものとなった頃^⑤から、神宮の祭祀も忌部氏に変わって中臣氏が管掌するようになった^⑥。

右のうち、245は厳密な考証に支えられた優れた見解であり、従うべきと思う。また、古くは外宮がより重視されていたことも疑念の余地がないが、外宮先祭の慣習は、必ずしも土着豪族度会氏の守護霊の祭場であったという一点からのみ説明できるものではない。

岡田氏が根拠として挙げられた(1)はむしろ、かつて外宮が王権と特殊な結びつきを有していた名残と考えられないだろうか。また外宮の祭神も、本来太陽霊格だったかは疑わしく、タカミムスビに服属する土地神として御食都神へと変貌したという把握では、不充分的様になる。これはむしろ、一時内宮のタカミムスビが背後に押しやられて、外宮の御食都神が大王家の守護霊として神宮の祭祀の中心的位置を占めていたと想定した方が自然で、その様な守護霊の交替を必然ならしめた背景に、河内大王家の断絶とそれにひき続く継体の即位による息長系の近江大王家の成立という王朝交替の史的事実を考慮すべきと思うのである。最近の金井清一氏の研究「ヤマトタケル物語と伊勢神宮神威譚―鍛冶技術氏の伝承の観点から」^⑦は、王

権とのかかわりにおいて外宮の起源を考えたものではなく、また穀霊として外宮祭神の神性を理解しているところに尚再考の余地があると思うが、継体天皇の出身氏族である息長氏が保持した信仰と外宮のあり方との類似を指摘された点は、有効な示唆を含むものといえよう。

先にも述べた様に、伊勢神宮の祭祀の当初の管掌者は忌部氏であったことは、神宮関係の古伝承から裏づけることも可能である様になる。たとえば、アマテラスとスサノヲの天真名井における誓約の神話(記・紀)は広く知られているが、伊勢外宮にも、雄略朝に丹波国比治の真名井^(伊)から等由気大神を外宮の地に奉遷したという鎮座伝承を始めとして、記紀の天真名井の神話と同系統と思しき、玉と水の霊力に対する信仰を根底に持つ古伝承が多く伝わっている。私は、これら記紀・外宮の伝承が、忌部氏、とりわけ出雲忌部玉作の活躍を抜きにしては語れないものであることから、その述作伝承に忌部氏が必ず参与したものと推定する。忌部氏は、中臣氏より古くから宮廷の祭祀を担当した特殊な氏族であったため、真名井の神話の如き重要な神話の形成に関与し得る立場にあったわけだが、出雲国で忌部による攻玉活動が開始されたのは六世紀初頭頃といわれ、一方伊勢における中臣氏との勢力交替の時期は六世紀後半の頃であった。従って、伊勢忌部と出雲忌部氏の活躍期の重なる六世紀初頭

から六世紀中葉頃までの比較的限られた期間、即ち継体天皇の時代に真名井の神話の原型が成立した可能性が極めて大きいのである。

(二) 歴代齋宮記事の背景

継体朝が神宮史における一画期であったことを裏づけるものに歴代齋宮の出自がある。

- (1) 豊鍬入姫命（崇神）
- (2) 倭姫命（垂仁）
- (3) 五百野皇女（景行。記に見えず。）
- (4) 稚足姫皇女（雄略）
- (5) 荳角皇女（継体）

まず継体の皇女荳角皇女は、息長真手王の女麻績娘子を母とし、父系母系共に純粋に息長氏の血を受け継いでいる。また、紀にのみ記載される五百野皇女は、三尾氏磐城別之妹水鹵郎媛所生で、継体天

垂仁天皇

丹波河上摩須郎女

倭姫命

息長水依比売

日婆須比売

開化天皇

丹波比古多多須美知能宇斯王

(紀・丹波道主命)

日子坐王

意祁都比売命（丸瀧氏）

「天の真名井」の伝承と忌部氏

皇の母媛が近江国三尾の別業から迎えられたという所伝（継体即位前紀）に照らすと、特に継体との関係が深いといえよう。

天照大神の伊勢鎮座に奉仕した倭姫命は、右の『記開花』の系譜によると、息長氏や継体擁立に荷担し息長氏とも表裏の関係にある和珥氏の血を濃厚に受けている。母系を通して丹波系の血が流入しているのも、後述する様に丹波における和珥氏の勢力の反映であろう。

初代齋宮豊鍬入姫命の場合もやはり、継体朝頃忌部氏の手によって創出されたとみるべき形跡がある。

(1) 大宅首 大門蘇杵孫建新川命之後。

(新撰姓氏録 右京神別上)

(2) 物部氏遠祖大綜麻杵 (崇神即位前紀)

(3) (饒速日尊五世孫鸞色雄命) 弟大綜杵命。(天孫本紀)

(4) (饒速日命七世孫) 大新河命。此命、纏向珠城宮御宇天皇御世

元為大臣。次賜物部連公姓。則改為大連。奉齋神宮。其大之号始起。此時。紀伊荒川戸俣女中日女為妻。(天孫本紀)

(5) (饒速日命) 八世孫物部武諸隅連公。新河大連之子。(天孫

本紀)

(1)の建新川命、(4)の大新河命、(5)の新河大連はすべて饒速日命の七世孫にあたるから同一人物と見て不都合はない。この新河命は、(4)

によると紀伊国の荒川戸俣の女を妻としているのだが、これは初代齋宮豊鍬入姫の母紀伊国荒河戸俣（記・木国造名荒河刀辨）の女の名と一致している点が注目される。では初代齋宮は、ひとり物部氏の手によって創出されたのだろうか。確かに物部氏は伊勢国と浅からぬ関係にあるが、豊鍬入姫の創出を単独でなし得る程神宮の祭祀にくい込んでいた形跡は無く、これはむしろ忌部氏の手になるものと考えた方がよさそうである。

『記伝』は「荒河刀辨」の名が紀伊国那賀郡荒川郷（和名抄）の地名を負うものとし、吉田東伍氏もこれに従っておられるが、私はむしろ名草郡荒賀郷の線で理解した方がよいと思う。『和名抄』高山寺本によると、名草郡内には大宅郷・忌部郷・荒賀郷があるが、忌部郷は現在の海草郡岡崎村大字井辺にあたり、岡崎村の西に境を接する宮前村の大字テダラの古名が「大宅」で（紀伊國名所図会巻之五）、大宅郷、忌部郷は近接していたことがわかる。

(6) 建都標原^① 経^② 宮帝宅。仍命^③ 天富命^④ 太玉命^⑤ 之孫^⑥ 率^⑦ 手置帆負^⑧、彦狭知^⑨ 二神之孫^⑩。以^⑪ 齋斧齋鉏^⑫ 始探^⑬ 山材^⑭ 構^⑮ 立正殿^⑯。(中略) 故其裔今在^⑰ 紀伊國名草郡御木鹿香^⑱ 一郷^⑲。古語正殿謂之鹿香。(古語拾遺)

(7) 紀伊國名草郡人外少初位下神奴百継等言。己等祖父忌部支波美、自^① 庚午年^② 至^③ 大宝二年^④ 四比之籍、並注^⑤ 忌部^⑥。而和銅元年造籍之日、抛^⑦ 居里名^⑧、注^⑨ 姓神奴^⑩。望請、從^⑪ 本改正者^⑫。許^⑬ 之。

(統日本紀宝龜十年六月辛亥条)

吉田東伍氏は、(7)の「神奴」を、岡崎村大字神前と見做し、その辺りに荒賀郷を比定しておられる。この神前も井辺の西に連なる地であるから、名草郡の荒賀郷も古くから忌部氏の勢力圏だったことは疑えない。また、(1)にみえる大宅首も、その系譜から推すと、名草郡内の大宅郷に居住した公算が大きく、忌部氏との結びつきも強固なものがあつたのであろう。このような条件に恵まれていた紀伊国の忌部氏が、初代伊勢齋宮豊鍬入姫の創出に預って力あつたという推定は、祭祀担当氏族としての忌部氏の特殊な性格に照らしても成り立ち得ると思う。

以上によって、雄略朝の稚足姫を除く全ての齋宮が、何らかの形で継体天皇と結びつくことが明らかになったが、これは何を意味するのだろうか。

武烈天皇の死をもって応神・仁徳以来の河内系の王統が断絶し、その後、誉田天皇の五世孫と称する継体が即位して新たに息長系の近江王朝が開かれたという。この新見を提出された岡田精司氏が、息長系の王朝の特質として、いくつか示されたものの中で、次の二点に注意をひく。

(1) 越前角鹿の氣比大神は、息長氏の守護神であり、息長系の近江大王家の成立後は王権との特殊な結びつきが生まれた。

(2) 舒明・皇極・孝徳・天智等息長系の天皇の時代には齋宮の派遣が中断され、伊勢神宮の祭祀が一時後退した。

私はこの二点にこそ稚足姫ただ一人葛城氏の出自である事情を理解するカギがあるように思う。雄略朝に内宮創建の実年代を求める立場に立てば、この御世に伊勢大神の祠に侍した稚足姫こそ真の初代齋宮の名に値し、それ以前の三代の齋宮はその出自からみて継体朝以後に造作されたものといえる。しかし、息長系とはいえず、神宮への関心が薄れた舒明・天智朝にこの様な大規模な造作が行われたとは考えにくい。だとすれば、忌部氏の勢力の消長とも考え合わせ、初代〜三代までの齋宮創出の時期に想定し得るのは、やはり継体朝以外にはあり得ないことになり、またそのこと自体、継体朝においていかに神宮の祭祀が重視されたかを物語っているのである。しかし、また同時に、地方豪族出身であり、独自の信仰を保持していた継体天皇が、河内大王家の守護霊をそのままひき続いて奉祭したとは考えにくい。つまり、太陽靈格を奉齋したと断言できるのは葛城円大臣の女所生の稚足姫ただ一人ということになり、継体朝の荳角皇女の場合、むしろ外宮の御食郡神の祭祀に奉仕すべく伊勢に派遣された公算が大きいのである。豊鍬入姫・五百野皇女倭姫命の齋宮記事は、おそらく継体朝の荳角皇女発遣の史実から逆に構想されたものであろう。

「天の真名井」の伝承と忌部氏

『豊受大神宮禰宜補任次第』『二宮大神宮例文』『詔刀師沙汰文』等によると、武烈朝まで「○○命」と記されていた外宮禰宜が、継体朝以降一変して「神主○○」と表記される様になるのに、内宮の場合にはこの様な顕著な変化は認められない。『造伊勢二所太神宮宝基本記』にも、継体天皇十二年に外宮に仮殿を造進したとの記事が見え、継体朝は外宮史において一つの画期として意識されていたようである。では、継体が重んじた外宮の祭神とは、どのような神だったのだろうか。

(三) 豊受大神の鎮座伝承

E	D	C	B	A	出典	元鎮座地	時代
伊勢二所皇太神御鎮座次第記	伊勢二所皇太神宮御鎮座伝記	大同本記 神宮雜例集 卷一所引	大神宮諸雜記 第一	止由氣宮儀式帳		丹波国比治真奈井	雄略朝
						丹後国與謝郡真井原	雄略廿一年 丁巳
						丹波国與佐乃比治乃真井	雄略朝
						丹波国余佐郡真井原	(雄略朝廿一年 丁巳) 明年戊午
							同右

F	G	H	I	J
豊受皇太神 御鎮座本記	倭姫命世記	宝基本記	伊勢二所皇太神 宮神名秘書	豊受宮禰宜 補任次第
丹波国與佐之小見比沼之 魚井之原	丹波国與佐郡魚井原	丹州与佐郡比沼山頂魚井 原	丹波国與佐郡比沼之真名 井原	丹後国與佐郡真井原
同 右	同 右	同 右	雄略二十一年 丁巳	雄略二十一年 丁巳

右は、外宮の祭神豊受姫大神の鎮座伝承の異同を表示したものである。^④これら神宮関係の文書では、崇神天皇代、丹波余佐宮に天照大神が遷幸した時、御食都神止由気大神が天降って天照に御饌を供し、その後雄略天皇丁巳の年（或はその翌年）に丹波国の真名井から度会の山田原に止由気大神を奉遷し、伊勢外宮豊受宮を創建した、という筋になっている。既に岡田氏の指摘のとおり、雄略朝にかけて外宮の起源を説く右の諸伝は、内宮の鎮座伝承のひきうつしであり、丹波の豊宇賀能売との習合による大幅な改変、潤色をも被っているともみなければなるまい。^⑤しかし、先にも言及した如く、継体天皇の守護霊は角鹿の気比大神で、『記伊弉』の都奴賀の地名起源伝説によると、この神は「御食津神」と観念されていたという。

また同時に気比大神は海洋神、航海の守護神としての側面も顕著で、^⑥こうした特質は、外宮祭神が御食都神とされることや外宮の鎮座する山田が港に近いという地理的条件とも合致し、両者の神格の類似を思わせる。従って、継体朝を想定した増合、丹波方面における和珥氏の勢力から云っても、外宮創建はあり得べきことと思う。

『止由気宮儀式帳』を始めとする外宮祭神の鎮座伝承が後世の変改潤色をまぬがれていないことは既に確認したが、A～Jは一致して丹波のマナ井からの奉遷を説いているのは、豊宇賀能売との習合にもそれなりの根拠があったことを窺わせる。『延喜式神名帳』は、この真名井にかかわると思しき「丹波郡 比治（沼）^⑦ 麻奈為神社一座」を載せ、『古事記裏書』、『丹後風土記逸文』には、丹波郡 比治里の比治山頂の真奈井という湧泉にまつわる豊宇賀能賣命の伝説が伝えられている。この「比治山」は架空の地名ではなく、現在の中郡峰山町鯉留付近の菱山に比定されており、右の式内社も同地に鎮座する（神祇志料）のだが、その所属は丹波郡である。しかるに、『止由気宮儀式帳』に「丹波国比治真奈井」とある以外は全て、「與謝（郡）」と明記しているのは何故か。丹波郡と與謝郡と、いずれに従うべきかにわかには決定し難いが、與謝郡から、或は與謝郡經由で外宮の祭神が迎えられたというのが本来の伝承の姿ではなかったか。

丹後一宮式内籠（守）神社（與謝郡府中村大字大垣）伝来の所謂「海部系図」（籠名神社祝部氏系図）は、海部直の祖として和珥氏の伝説的武人武振熊の名を記している。丹波若狹一帯の海部の管掌者が和珥氏であったとすれば、武振熊を祖と仰ぐ海部直一族の祠った籠神社付近にも真井原の遺称地があり、豊受姫天降り伝説が伝わっている事実は看過し難い。現在同社では、豊受皇大神を本殿に、籠神を別殿に祭るといふ。

また、丹波地方と和珥氏との關係を傍証するのが、市辺之忍菀王の王子意祁王・袁祁王の物語である。『記安藤』によれば、市辺之忍菀王が大長谷王に殺害された時、意祁王と袁祁王は、山代の苧羽井から河内国の玖須婆の渡場を通じて針間国縮見の屯倉へと難を避けたといふが、『顯宗即位前紀』によると、二王は日下部連使主父子にみちびかれて、一時「丹波国余社郡」に逃走し、さらに播磨国へ移ってからも「丹波小子」と称したと伝えている。山代の苧羽井は、『神名帳』山城国綴喜郡「樺井神社」の地で、「山城国泉河樺井渡瀬（延喜雜式）は、木津川の東岸久世郡寺田村水主の北の「龜這」にその名を残している（大日本地名辞書）。次に二王の通過した河内の玖須婆は、継体天皇の宮の置かれたところで、樺井の渡り、宇治の渡り、考羅の渡りと並ぶ水上交通の要衝として、和珥氏の管掌下にあったといわれている。二王子は葛城氏の血をひいては

「天の真名井」の伝承と忌部氏

るが、仁賢（意祁）の皇后は和珥氏出身の春日大娘、妃は和珥臣の女であり、また二王子を丹波国余社郡に導いた日下部連も和珥系の人物と見做し得るから、この物語が和珥氏系統の伝承であることは疑えないのであって、丹波国余社郡が古くから和珥氏の勢力圏に含まれていたことは認められるべきであろう。

四 豊受皇大神の神性と忌部氏

——王と水の信仰——

土橋教授は度会氏その他の伊勢諸氏族と忌部氏との間にみられる祖神の共通性に着目され、両者の間に何らかの実質的な支配關係が結ばれていた時代があったことを推定された。即ち、伊勢諸氏族が、神魂系の天村雲命、天日鷲命または天日別命を祖神と仰ぐことについて、

古く中央の齋部氏の支配下に置かれていたために、阿波忌部が祖神とする高魂系の天日鷲命、天村雲命をみずからの祖神としていたが、おそらく伊勢神宮の權威が高まるに伴って、齋部氏に対する關係も相対的に高まり、みずからの祖神を高魂命の神系から切り離して独立させたものが神魂系の天日鷲命、天村雲命であり、更にそれを改名して独立の神名としたのが天日別命であった。

と説明された。従うべき見解であり、『御鎮座本記』に「天村雲命

「天の真名井」の伝承と忌部氏

伊勢大神主上祖也。神皇產靈神六世之孫也。阿波國麻殖郡座忌部神社、天村雲神社、二座是也。」と見えるのも、その裏づけとなる有力な資料であろう。右の『鎮座本記』の所伝一つをとってもわかる様に、外宮関係文書の伝承と忌部氏との関係は極めて密接であり、外宮の祭祀に忌部氏が深く関与したことを窺わしめる。私はこの忌部氏こそ外宮奉遷当初の御食都神の祭祀を担当した氏族であったと推定するのである。

友田吉之助氏が明らかにされたように、外宮祭神には水神としての側面が顕著である。^②

(1)天照坐止由氣皇太神一座。記曰。以代水徳未露。天地未成。瑞八坂瓊之曲玉乎捧九宮一天。即水變為天地利。天地起成天。

人民法生氣。名曰天御中主神。故千變萬化受一水之徳。生續命之術。故名亦曰御饌都神。亦因以曰天照止由氣皇太神也。(御鎮座次第記)

(2)伊弉諾伊弉册尊二柱神天之御量事乎以天。瑞八坂瓊之曲玉乎捧九宮所化神、名號止由氣皇太神一支。千變万化。受一水之徳。生續命之術。故名曰御饌都神。(御鎮座伝記)

(3)是止由氣大神者。水氣元神坐。千變万化。受一水之徳。生續命之術。故名曰御饌都神也。(御鎮座本記)

右の所伝には確かに北辰信仰の影響が甚だしいが、一致して豊受大神を水神と規定している点は見過ごすわけにはいかない。八坂瓊曲

玉によって水の靈力が発現し万物を化生したという件は、やはり本来の伝承においても中核をなす部分であったと思われる。また御饌都神の名も、穀霊としての神性を示すものではなく、後にも述べる御饌津水の神の意に解すべきであろう。八坂瓊曲玉についてはさらに『鎮座本記』に、

素戔嗚尊欲奉辞日神。昇天之時。櫛明玉命奉迎。献以瑞八坂瓊之曲玉。素戔嗚神受之。轉奉日神。仍共約誓。即感其玉。生天祖吾勝尊。云々(中略)太玉命忌部首上祖也 櫛明玉命兄也

と詳しく、これが古語拾遺の次の箇所を依りどころとしていることは明らかである。

於是素戔嗚神欲奉辞日神。昇天之時。櫛明玉命奉迎。献以瑞八坂瓊曲玉。素戔嗚神受之。轉奉日神。仍共約誓。即感其玉。生天祖吾勝尊。

つまり八坂瓊曲玉を天空に捧げて森羅万象を生成したというこの神話は、櫛明玉命を祖と仰ぐ出雲忌部玉作(古語拾遺)の存在を抜きにしては語れないものである。

『古事記』や『神代紀』第六段及び第七段第三の一書のアマテラスとスサノヲの天真名井の誓約神話も、右の伝承の解明に欠くことのできぬものだが、異同が甚だしく、把握しにくいので、次の様に図表化してみた。

出典	場所	アマテラスの所持品	スサノヲの所持品	アマテラスの所生	スサノヲの所生
古事記	天真名井	八尺瓊之五百津之美須麻流	十握劍	劍↓三女神	瓊↓五男神
紀六・本文	天真名井	八坂瓊之五百箇御統	十握劍	劍↓三女神	瓊↓五男神
紀六一 1	天淳名井	十握劍	五百箇御統之瓊	劍↓三女神	同右
紀六一 3	天安河	十握劍	同右	劍↓三女神	瓊↓六男神
紀六一 2	天真名井		羽明玉神献上の瑞八坂瓊之曲玉	曲玉↓三女神	所持劍↓五男神
紀七一 3	天淳名井	十握劍	五百箇統之瓊		瓊↓六男神

大系本の解説の如く、マナキはマヌナキ即ち「瓊の井」の意とすれば、ここにもやはり水の聖なる力と玉の結合に生命力の発現をみる生命観が認められ、豊受大神の神性を説き明かす五部書の伝承と共通の信仰を背景としている。右の内、スサノヲが羽明玉神から瑞八坂瓊之曲玉を献上され、さらにそれを天上の天照大神に献じたという『神代紀』第六段第二の一書の特異な伝承は、本居宣長が(「記伝」『古語拾遺』との類似を指摘して以来、忌部流の一異伝としてかたづけられて来た。しかし図表を概観して明らかになく、スサノヲの男神生成はすべて瓊により、例外的な紀六一2にしても、天照の用いた曲玉は本来スサノヲの所持品であった。スサノヲと瓊の結びつきはすこぶる緊密であるから、この一書の説を単に忌部流の一異伝

「天の真名井」の伝承と忌部氏

と考えるのは誤りで、むしろこれこそ、大王家に対する出雲勢力の服属に神話的表現を与えた「正伝」であったとみたい。

出雲国は古来勾玉の原石の優良な産地で、重要な祭祀用宝器である勾玉の生産は、中央忌部氏の配下におかれた出雲忌部玉作の専従するところであった。水野裕氏は、古代玉作部の本貫を現在の玉造温泉街の周辺に求め、その東北に聳える「玉作山」即ち花仙山の西南山腹に産出する瑪瑙や碧玉の原石の攻玉に専従したと推定されたが、この近辺の遺跡の出土品は極めて特異な様相を呈している。ここでは他の玉作部の遺跡では殆ど全くといってよい程出土しない勾玉を著しく多く出土し、しかも碧玉製勾玉の出土量が圧倒的なのである。これこそ、神器・祭器として尊ばれた所謂出雲の「御折玉」

〔古語拾遺〕「御富岐玉」「御吹玉」(延喜式) なのだが、右の出土状況から「出雲玉作部は全然、硬玉、若しくは軟玉勾玉の攻玉を考慮していなかった」「当初からここでは碧玉による勾玉の製作ということを目的としていた」と水野氏は推定される。五世紀代では我が国からしきりに南朝に遣使貢献がなされたのに六世紀に入ると「梁書」武帝紀の「鎮東將軍倭王武を征東將軍に進号す」という天監元年(五〇二)記事を最後に、以後はったりと遣使関係記事が途絶えるのは、現実には中国との国交が断絶したことを物語るとい⁵⁵う。水野氏はこうした南朝との通交の断絶によって硬玉の原石のみならず製品の流入もまた途絶え、その代用品として碧玉製勾玉の調製の盛行をみたと考えられた。そして、碧玉の産地花山周辺の玉造の地に忌部玉作部が設置され、攻玉を開始したのもこの期、即ち六世紀初頭のことと推定されたのである。これはいうまでもなく継体天皇の時代に含まれる。

国造奏神寿詞 赤水精八枚、白水精十六枚、寶石玉卅四枚。

(延喜式・臨時祭)

凡出雲国所進御富岐玉六十連毎年十月以前令故意宇郡神戸玉作氏造備。差使進止。(同右) 櫛明玉命之孫造御祈玉 古贈美保夜玉 (古語拾遺) 出雲の勾玉は右の如く出雲忌部から中央へ、或は国造の神賀詞奏上に際して朝廷に献上された。羽明玉神から貢献された瑞八坂瓊之曲

玉をスサノヲが皇祖神アマテラスに献上し、自らの心の清明を証する誓約をなしたという先の一書の所伝は、出雲国造がその新任式あたって多量の勾玉をたずさえて神賀詞の奏上のために朝廷に赴いた史実を背景に構想されたもので、勾玉の貢献が服属儀礼の重要な一環となっていた以上、本来出雲の神であるスサノヲから重要な祭祀用品を皇祖神に献上するというプロットには、当然祭祀面での出雲の服属儀礼が介在しているものと思う。「凡靈則大己貴神。其子事代主命。所献于大日靈貴瑞八坂瓊之曲玉神璽是也。」との「御鎮座伝記」の所伝は、おそらくその原型ともいへべき古伝承で、その間の事情を端的に物語っている。出雲国が祭祀権の譲渡を伴う軍事的服属を余儀なくされたのは五世紀末頃のことといわれるから、出雲の帰服にひき続いて設置されたであろう忌部玉作部を配下におく中央忌部氏の手によって、出雲服属の神話的表現としての天⁵⁶真名井の誓約の伝承が形成されたことは、ほぼ推測して誤りないであろう。また、かかる重要な神話の形成期は、中臣氏の抬頭によって忌部氏の地位が低下する以前に求めるのが筋だから、やはり継体朝あたりに求めねばなるまい。「類聚三代格」貞観十六年六月廿八日太政官符によると「飛鳥神之裔、天太玉、白滝、賀屋鳴比女四社。」とある。栗田寛氏は「飛鳥坐神社四座の祭神を、賀夜奈流美神、大己貴命、味耜高彥根命、八重事代主命と考証されたが、これ

らはすべて出雲系の神々であり、太玉命は高皇産靈神の子とされる（古語拾遺）ものの、出雲系の神とする観念も強固だったようで、そこから逆に太玉命を祖にいたたく忌部氏が出雲系の信仰を保持したとも考えられるのである。

ところで、出雲国造家のひつぎ式にも、真名井社の神水が重要な役割を果たしていた。

本居宣長は、大杜志に「国造義孝弘安記曰（中略）（国造者）鑽ニ神火、飲ニ神水、未混ニ流俗ニ云々神水者在出雲国意宇郡、天真名井水是也。」真名井社、見延喜式。

とあるのに着目し、

国造世々神火相統として、第一の大事とす、今世に至るまでも国造新に世を嗣むとする時は、まづ意宇郡なる大庭社にゆきて、神火神水を受統ケツ式あり（中略）此火切臼杵を以て、神火をつぐ、これを火継と云り、（中略）又毎年十一月中の卯日に、国造かの大庭社にゆきて、新嘗会と云ことありて、国造はじめて新穀を食はる、此時は、熊野社より、火切板火切杵を、彼社人持来て、火を切、出て饑をととのへて、国造に献る式あり、（中略）又神水と云は、意宇郡山代村に、天真名井と云あり、式なる真名井神社、これなり、（中略）国造新嘗の時、此井の水を用ふることぞ、

と、その儀式の次第を明らかにした。このように出雲国造の世継や新嘗の儀式に真名井の水⑩、天つ水⑪が不可欠な役割を演じているこ

「天の真名井」の伝承と忌部氏

とは注目されてよい。そして、この神水の信仰は、やはり出雲国においても、玉の生命力と結び付けて観念されていた様で、神賀詞にも次の如き詞章がみえる。

白玉能大御白髮坐、赤玉能御阿加良毗坐、青玉能水江能行相爾明御

神登大八嶋国所知食、天皇命能手長大御世乎（中略）彼方能古川

岸、此方能古川岸爾生立若水沼間能、彌若敏爾御若敏坐、須須伎

振遠止美乃水乃彌乎知爾御袁知坐（中略）御精神宝乎撃持弓云々

これは忌部の調製した御禱の神宝である勾玉とともに水の靈力に寄せて天皇の御寿命の長久を寿いでるのであって、そこには明らかに玉と水が一体のものとして観念されている。「受一水之徳。生續命之術。」とされた豊受大神の御食都神、水神としての神性は、まさに、この様な観念に基づくものである。

『延喜式』の規定によると、国造の補任式に際して、それぞれ一年ずつの前齋と後齋が義務づけられていたが、その沐浴潔齋が行なわれたのも、意宇郡忌部神戸（出雲風土記・和名抄）の忌里内を流れる玉造川の神湯湧出地点であった。先の神賀詞の「須須伎振遠止見乃水」を、真名井社の神水に結びつけて解釈する説もあり、確かに、天真名井の神水には若水としての呪力が認められていたと思うが、神賀詞の詞章を素直に読む限り、やはり河川の流水と解する方がよいと思う。つまり、神賀詞にいう若水は、玉造川の神湯の湧出

地点付近の水流を指すもので、それが二次的に真名井社の天つ水の信仰を生み、国造の世継の儀式が成立したのではないかと考えるのである。だとすれば、玉造川の神湯の靈力が近くに産出する玉の生命力と無関係に觀念されたはずがない。

この様に国造家の儀礼に深く関与した出雲忌部の玉作を配下におく中央忌部氏が、同時に、伊勢神宮の祭祀を管掌すべく派遣された伊勢忌部をも支配していたのであれば、忌部氏を通して伊勢神宮の祭儀、伝承に出雲国造家の保持した玉と水の信仰が反映しているのは、当然のことと考えられるのである。

(五) 外宮の天つ水の信仰

本紀云。皇太神宮皇孫之命天降坐時爾。天牟羅雲命御前上天降仕奉。時爾皇孫命天牟羅命乎召詔久。食國乃水波未熟荒水爾在介利。故御祖命御許爾參上此由申天来止詔。即天牟羅雲命參上天御祖御前爾皇御孫乃申上給事乎子細申上時。御祖尊詔久(中略)天忍石乃長井乃水乎取八盛天誨給支。此水持下天。皇太神乃御饌爾八盛。又皇御孫命乃御水仁八盛獻天。遺水波天忍水止天食國乃水於爾灌和天獻初。(中略)又云。其後豊受神宮乃坤方乃岡片岸爾。新掘御井也。天忍井水乎入加号。当朝之水爾和合号。末之世乃御膳調備料爾移置給水也。

右は、『神宮雜例集』所引「大同本記」の伝える外宮の摂社、御井社の御饌都水の起源である。『皇字沙汰文』所引「大同本記」もほぼ同文をのせるが、『御鎮座伝記』『御鎮座本記』『外宮禰宜補任次第』の所伝はやや異なり、特に「本記」「伝記」の場合、天忍石乃長井乃水を日向高千穂乃宮の御井から但波真井原御井を経て、豊受宮乃御井に移した、と話が詳しい。高千穂乃宮云々は勿論後世の潤色で、大同本記こそ本来の姿を忠実に伝えるものと考ええるが、右に挙げた神宮関係文書がみな一致して、天村雲命に中心的な役割をなさしめているところから見て、御井社の天つ水の起源伝説は、本来忌部氏の伝承するところだったのであろう。この様に御井社の天つ水の起源が、天孫降臨に結びつけられていること自体外宮と王権との特殊な結びつきを示しており、出雲国造家の儀礼に火継式との類似を思わせる。記紀の天真名井の誓約神話やこの外宮の御饌津水の起源伝承は、出雲国造家における水の儀礼を共通の源とし、出雲忌部を配下におく中央忌部氏の手によって、六世紀初頭から中葉にかけて相ついで形成された同一系統の神話と見ることができているのではないか。

天降坐之後仁、中臣乃遠都祖天兒屋根命、皇御孫尊乃御前仁奉氏、天忍雲根神速、天乃二上仁奉上兵、神漏岐・神漏美命乃前仁受給波里申仁、皇御孫尊乃御膳都水波、宇都志国乃水爾天都水速加氏奉止

申世止事教給志仁依氏、天忍雲根神（中略）神漏岐・神漏美命乃前
仁申世波……

中臣寿詞の右の詞章が、外宮の御井社の御饌都水の伝承と酷似する
ことは、友田氏も既に指摘されることである。^⑧ここでは、天村
雲命の役割を、天兒屋根命の子天押雲根神が演じているのだが、天
雲村命の活躍する外宮の所伝が本来のものであることは、中臣・忌
部氏の力関係から考えては疑えない。天村雲命と天押雲根の交替
は、六世紀後半における忌部・中臣の勢力交替の歴史的事実を反映
するもので、没落の過程にあった忌部氏が中臣氏の伝承を自族にひ
きつけて改変することは、あり得ないのである。「外宮儀式帳」は
「三節祭并年中行事記事」の六月例及び神嘗祭供奉時行事十五日条
に「御井爾參向忌祭仕奉」と記し、御井社は外宮の大祭の儀式にお
いて重視されていた。

是時天照大神手持宝鏡。授天忍穗耳尊。而祝之曰。吾兒視此宝
鏡。當猶視吾。可與同床共殿。以為齋鏡。復勅天兒屋命太
玉命。惟爾二神亦同侍殿内。善為防護。（傍点、友田氏）

友田吉之助氏は、『神代紀』九段第二の一書の右の勅命に従えば、
瓊々杵尊は天兒屋命・太玉命と共に天照大神の相殿神となるべきな
のに、『内宮儀式帳』は天手力男神と万幡豊秋津姫命を天照大神の
相殿神とし、先の二神は豊受大神の相殿神となっていて（御鎮座次

「天の真名井」の伝承と忌部氏

第記）実に不可解であると述べられた。^⑨そして氏独自の解釈を示さ
れてもいるが、私はいささか所見を異にするのでそれを次に述べて
みたい。

豊受大神の相殿神について『御鎮座次第記』は、「相殿三座 左一
座。皇御孫尊。（中略）右一座。天兒屋命（中略）太玉命。靈形瑞
八坂瓊之曲玉。奉藏圓宮也。是天祖吾勝尊所化宝玉是也。」と記す。
これは、記紀の天真名井の誓約神話が忌部氏の手になることの一傍
証たるに止まらず、皇孫瓊々杵尊の降臨神話の形成にも深く参与し
た可能性を示すものと考ええる。近江大王家の成立により、息長氏の
保持した女性祖先神の伝承の影響を受けて、息長帯比売や天照大神
等、神格的女性がクローズアップされるようになったという岡田氏
の説を援用するならば、穀霊としての神性をもつ瓊々杵尊の母神的
或は守護神的格づけで、水神である豊受大神を祭り、そこに祭祀担
当氏族忌部氏の祖神太玉命を配したのが、継体朝における伊勢神宮
―即ち外宮の祭祀の実態であったと考えるのである。

（付記）本稿は本学大学院（修士課程）の昭和五十年年度特講の
レポートに手を加えたものである。

（注）

① 岡田精司「伊勢神宮の起源と度会氏」（『日本史研究』第49
号。後に『古代王権の祭祀と神話』に収録）。

- ② 上田正昭「部民制の構造」(『日本史研究』第53号)、及び同氏著「祭司制成立の意義」(『日本書紀研究』第一冊)。
- ③ 岡田氏、前掲論文、及び同氏著「古代王権の祭祀と神話」第【部第四章「古代王権と太陽神」。
- ④ 岡田精司「継体天皇の出自とその背景―近江大王家の成立をめぐって―」(『日本史研究』第128号)。
- ⑤ 『文学』一九六九年七月号。
- ⑥ 水野祐「出雲風土記論攷」(一九六五年十一月)。
- ⑦ 「国造本紀」には、「三尾君祖石撞別命児石城別王」とある。
- ⑧ 本位田菊士氏は、物部氏も継体擁立に荷担したと推定しておられるが、参考とならう。「物部氏、物部の基盤についての試論―六世紀大和政権の性格と関連して―」(『ヒストリア』第71号、一九七六年六月)。
- ⑨ 『大日本地名辞書』。
- ⑩ 手置帆負命は『神代紀』では紀伊国忌部遠祖。『古語拾遺』では讃岐国忌部の祖とされる。
- ⑪ 彦狭茂命は『古語拾遺』に、紀伊国忌部の祖とされる。
- ⑫ 注⑨に同じ。
- ⑬ 注④に同じ。
- ⑭ 引用は、すべて群書類従本による。以下同じ。
- ⑮ 注①に同じ。
- ⑯ 肥後和男『神功皇后』。黒沢幸三「応神天皇と失河枝比売」(愛知教育大学『国語国文学報』第28集、一九七五年六月)。
- ⑰ 武田本、三条西家本、一条家本は「治」。九條家本、鈴鹿本享保八年版本は「沼」。
- ⑱ 後藤四郎「海部に関する若干の考察―海部系図を中心として―」(『続日本古代史論集上巻』所収)。
- ⑲ 『神祇志料』。なお、籠神社の裏山には撰社真名井神社が現在も鎮座している。
- ⑳ 黒沢氏、前掲論文及び「古事記におけるワニ氏の伝承―日子国夫玖の出陣―」(『同志社国文学』第10号)。
- ㉑ 『鑑賞日本古典文学 第四巻 歌謡Ⅰ』
- ㉒ 友田吉之助『日本書紀成立の研究』一九六九年。
- ㉓ 日本古典文学大系『日本書紀上』補注1の69。
- ㉔ 水野氏、前掲書。
- ㉕ 西嶋定生「六―八世紀の東アジア」(旧岩波講座『日本歴史古代2』所収)。
- ㉖ 注⑭に同じ。
- ㉗ 八木充「国造制の構造」(一九七五年版『岩波講座 日本歴史2』所収)。

⑳ 伴信友『神名帳考証』の説に従って、「四社」は「三社」の誤りとみたい。また「賀屋鳴比女」は出雲国造神賀詞に大穴持命の子とされる賀夜奈流美命と同神である。

㉑ 『神祇志料』。

㉒ 『古事類苑』神祇部八十九による。

㉓ 『古事記伝』十四之卷「おひつぎの考」(筑摩書房版全集第十卷)。

㉔ 『出雲風土記』には、式内社の真名井社の他にも、そのすぐ北方に位置する末那為社を記す。

㉕ 松前健『日本神話の形成』。

㉖ 友田氏、前掲書。

㉗ 注㉔に同じ。

㉘ 注㉔に同じ。